

保存期間：10年
(2034年末)
令和6年12月3日

資料

3

税務行政の現状と課題

- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 5 酒類業の振興

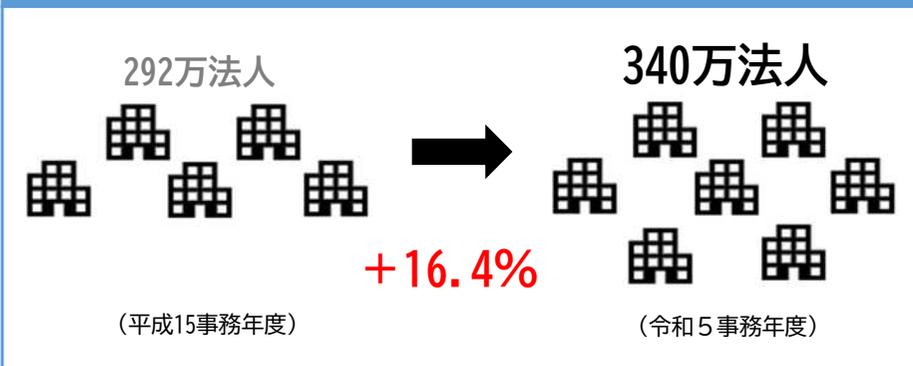
- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 5 酒類業の振興

税務行政を取り巻く環境の変化

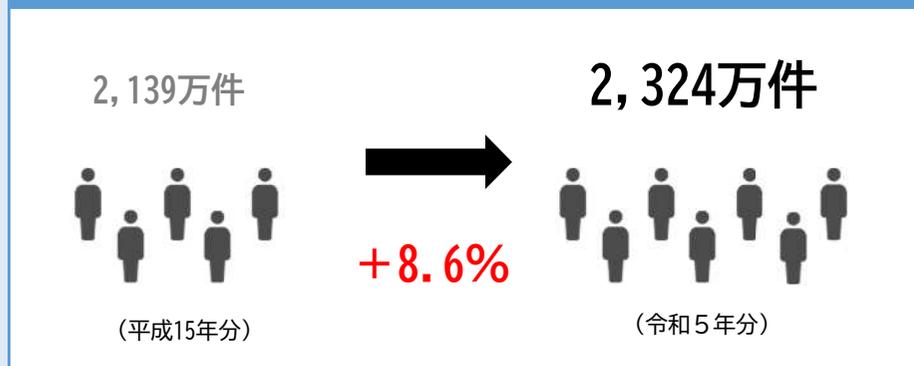
法人数や所得税の確定申告件数の増加、経済社会のデジタル化・グローバル化の進展により税務行政を取り巻く環境が急速に進展する一方、国税当局の職員数や予算額はそれほど増加していない状況。

税務行政を取り巻く環境

法人数

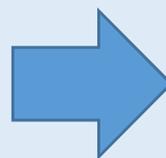


所得税の確定申告件数



【経済のデジタル化の一例】

- ・プラットフォームを介したシェアリングエコノミー・ギグエコノミーなど、働き方や収入の多様化
- ・暗号資産取引の活発化
- ・デジタル技術の進展による国際的な経済活動の多様化等

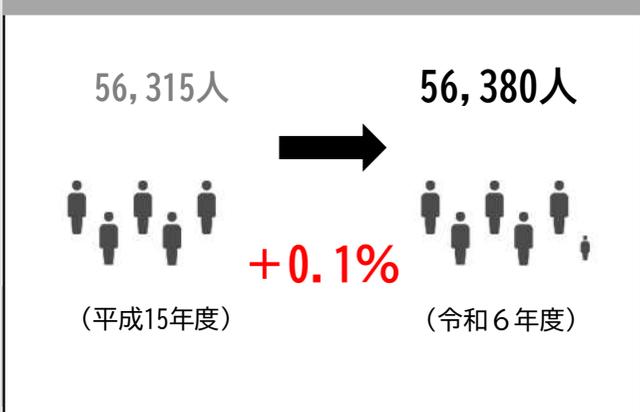


経済の環境変化による
税務行政上の課題

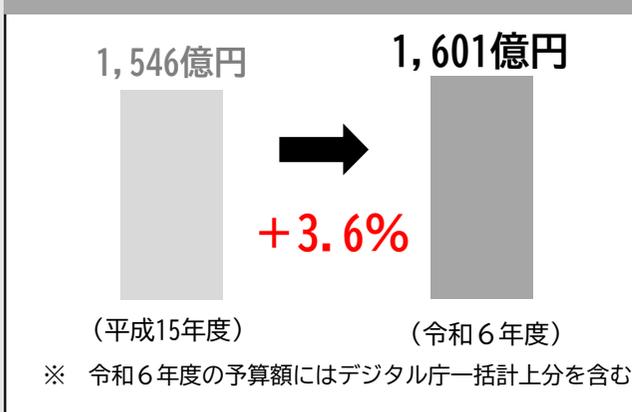
国税当局



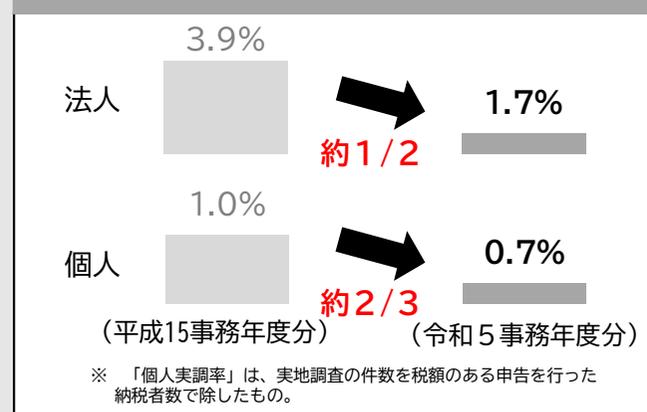
国税庁の定員の推移



国税庁予算（一般経費）の推移



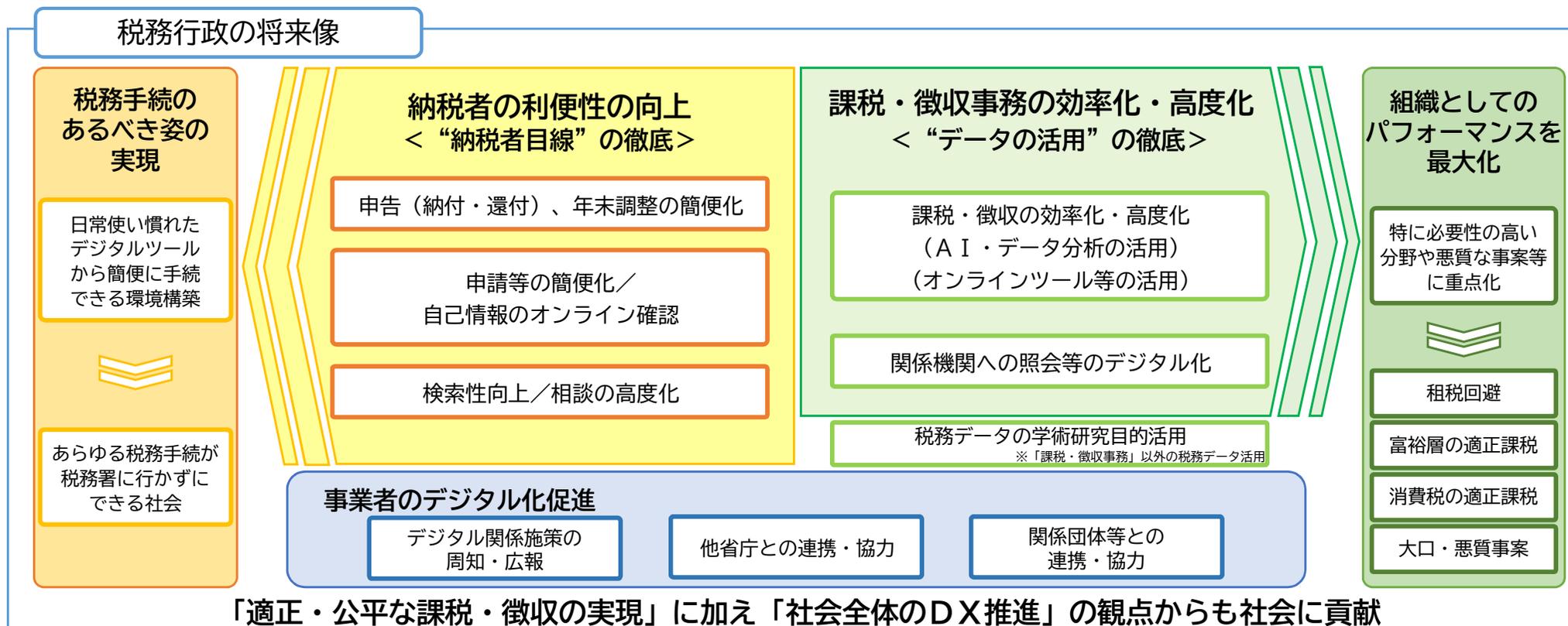
実調率の推移



- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション**
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 5 酒類業の振興

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション – 税務行政の将来像 2023 –

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

事業者のデジタル化促進 取組概要

- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つ（※）とされているため、国税庁としては、**税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策**にも取り組んでいます。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は**単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受**できることが期待されます。
- ◆ 経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、**“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及する**ことが期待されます。

デジタル関係施策の周知・広報

- 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報

他省庁との連携・協力

- デジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報

関係団体等との連携・協力

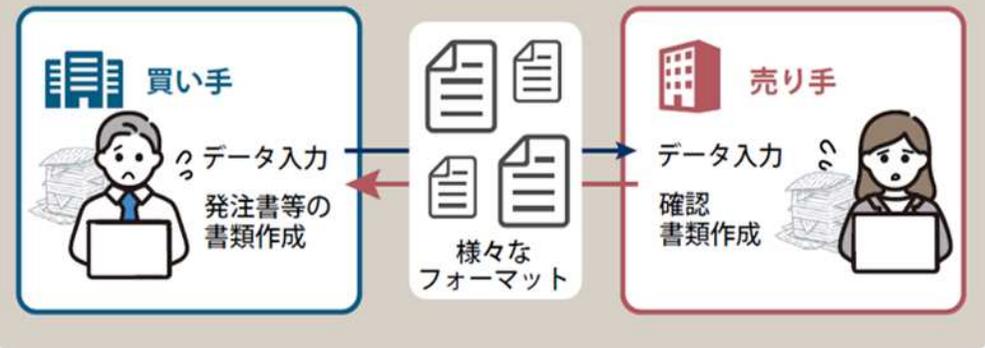
- デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）（抄）第3-2 各分野における基本的な施策 4. 産業のデジタル化 (3) 中小企業のデジタル化の支援 「IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。」

令和6事務年度における事業者のデジタル化促進に向けた取組について

- ◆ 事業者が日頃行う事務処理について、一貫してデジタルで完結することにより、正確性の向上や、バックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上等のメリットを、享受することが可能となる。
- ◆ このため国税庁としては、関係機関等と協力して、デジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等により、デジタルインボイスやAI-OCR等の、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っている。

紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

デジタル化による事務処理が実現した場合



- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放!
- ・ミスが減って業務がスピードアップ!
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ!
- ・書類の保存コストが減少!

デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です!

クラウド会計ソフト等

インターネットバンキング



デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!



各種団体等との連携・協力

- ◆ 関係民間団体や税理士会、地元の経済団体など、事業者の業務のデジタル化を支援する団体とも連携・協力しています。
- ◆ 具体的には、以下のような取組を行っています。
 - ・ 経済取引デジタル化共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、他省庁・地方自治体、金融機関、国税当局）
 - ・ キャッシュレス納付推進宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、金融機関、国税当局）
 - ・ デジタルインボイス共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、国税当局）

1 連携する各種団体等のイメージ



2 取組事例のご紹介

- 事業者のデジタル化推進宣言（朝霞署）
令和5年11月開催（関係7団体共同）
各団体が協力して事業者のデジタル化の更なる推進に取り組んでいく認識を共有！
宣言式後、事業者のデジタル化促進に係る街頭PRを実施！

【宣言式】



【街頭PR】



納税者の利便性の向上 < “納税者目線” の徹底 > 取組概要

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、**想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討**していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の**申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等**に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化）
→申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の実現
- e-TaxのUI/UX改善
→各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- 年末調整手続の簡便化

申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

検索性向上／相談の高度化

- オンライン相談の充実
→チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- 電話相談の高度化・利便性向上
- SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

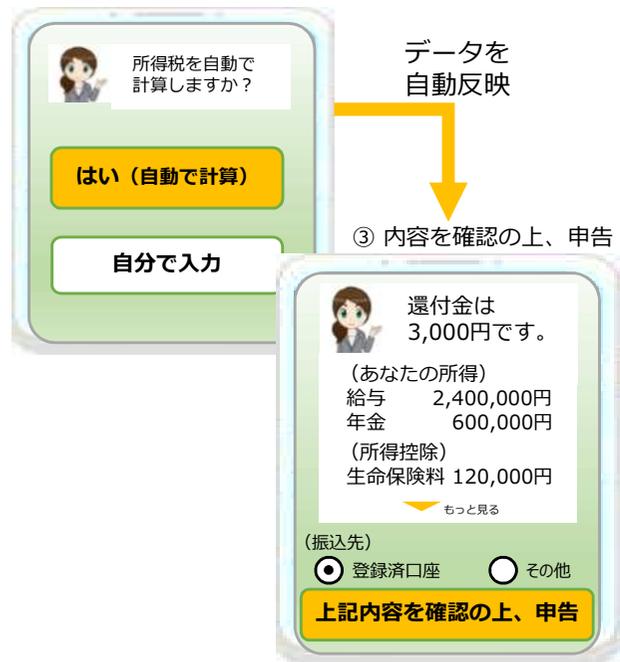
給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。

◆ 自動入力の対象は順次拡大しており、令和6年からは給与情報が対象となっています。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

2 現状



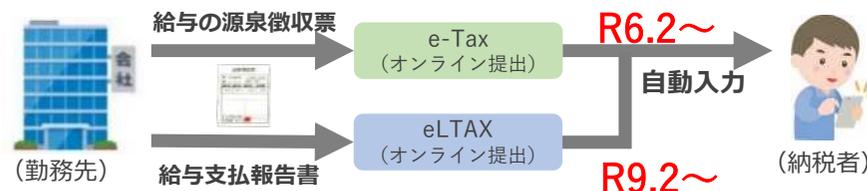
自動入力の対象

対応済み

ふるさと納税	生命保険	地震保険
株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
医療費	国民年金保険料	
公的年金等の源泉徴収票		
iDeCo	小規模企業共済等掛金	
給与所得の源泉徴収票		

※「生命保険契約等の一時金の支払調書」及び「生命保険契約等の年金の支払調書」のマイナポータル連携については、令和7年1月から連携を開始できるよう所要のシステムを構築しましたが、現時点で同月から本システムを活用する予定の生命保険会社がありませんでした。

3 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

オンライン相談の充実

- ◆ 24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しており、これまでに、「所得税の確定申告」、「消費税の確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」の相談に加えて、令和6年4月からは「所得税の定額減税」の相談を開始しました。引き続き、その拡充及び精度向上にも努めています。
- ◆ チャットボットやタックスアンサーについては、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上などに取り組んでいきます。

1 チャットボットによる相談

相談のしかたは2通り

相談の内容を選択

① メニューから選択

② 文字で入力

チャットボットへの質問件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
所得税確定申告	40万件	434万件	634万件	651万件	887万件
消費税確定申告	—	—	—	11万件	37万件
インボイス制度	—	—	19万件	69万件	—
年末調整	25万件	49万件	56万件	63万件	—
定額減税	—	—	—	—	50万件

(注) 「令和6年」は、令和6年5月31日現在の件数を示す。
 「令和6年」は、「消費税確定申告」と「インボイス制度」を統合して運用しているため、合計の件数を示す。
 「年末調整」の集計期間については、以下のとおり。
 (令和2年～令和3年) 10月から12月で集計 (令和4年以降) 10月から翌年1月で集計

2 タックスアンサー ～自分に合った条件から探す～

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

個人向け 個人事業主向け 企業向け

Q2 何に関する情報を知りたいですか

申告・納税・年末調整 給与・退職・年金など 医療・介護・保険・障害

土地・建物 金融資産 相続・贈与

Q3 どのような状況について知りたいですか

妊娠、出産をした 医療費を支払った 介護をしている

Q4 税目等について選んでください

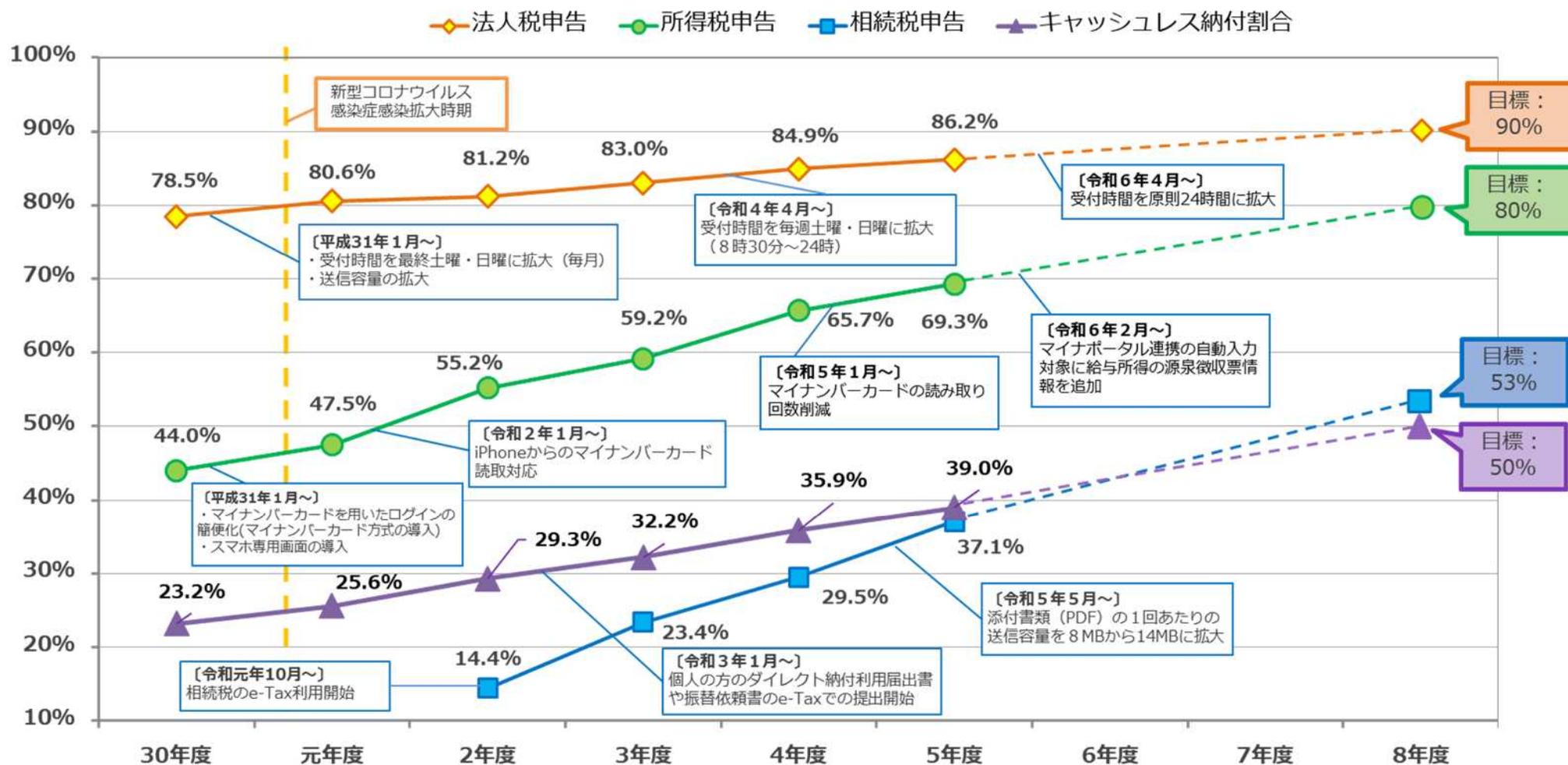
所得税

Answer 以下の情報が見つかりました。

- 1100: 所得控除のあらまし
- 1119: 医療費控除に関する手続について
- 1120: 医療費を支払ったとき(医療費控除)
- 1122: 医療費控除の対象となる医療費

e-Tax利用率の推移

- ◆ 政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- ◆ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続きが可能です。
- ◆ e-Tax利用率は順調に増加しています。令和8年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。
(令和8年度末 法人税申告：90%、所得税申告：80%、相続税申告：53%、キャッシュレス納付割合：50%)



※ 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。
 ※ 法人税申告は、休業・清算中法人から提出された件数を除く。

キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付

- ◆ キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和4年分の還付申告及び更正の請求から、公金受取口座を還付金の振込先として利用可能になりました。

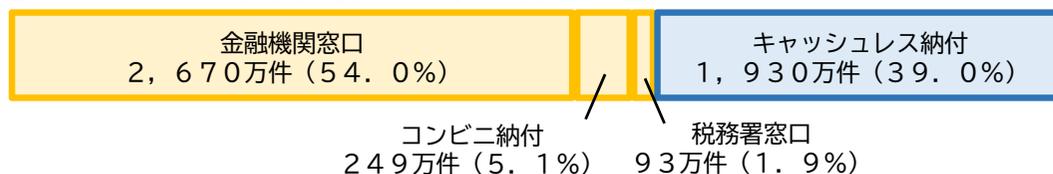
1 納付

キャッシュレス納付の推進

⇒ 目標：令和8年度までにキャッシュレス納付割合5割

※ 将来的には、申告手続のオンライン利用率と同程度の割合を目指す

国税の納付件数（手段別内訳：令和5年度）



キャッシュレス納付の多様化に向けた取組

- ・振替納税：昭和40年7月～
- ・インターネットバンキング等：平成16年6月～
- ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）：平成21年9月～
- ・クレジットカード納付：平成29年1月～
- ・スマホアプリ納付：令和4年12月～

ダイレクト納付が更に便利になりました！（自動ダイレクト）

- ・令和6年4月1日以降、e-Taxで申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することにより、別途納付指図を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できるようになりました。
- ※ e-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトでも利用できるよう順次対応を依頼しています。

2 還付

公金受取口座の利用により口座情報の入力が不要に

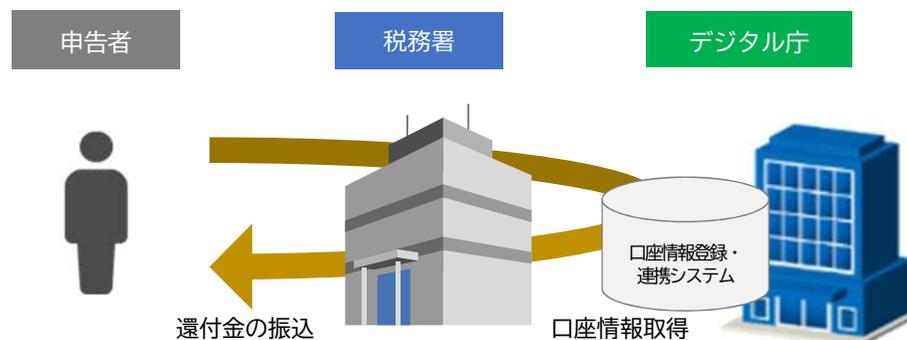
【確定申告における公金受取口座の利用イメージ】

- ・「公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）」を選択（または「○」を記載）するだけでOK
- ・預金口座情報の入力は不要

（確定申告書等作成コーナー）

受取方法の選択 **必須**

公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）



課税・徴収事務の効率化・高度化等 < “データの活用” の徹底 > 取組概要

- ◆ データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

AI・データ分析の活用

- 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定
- 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測

オンラインツール等の活用

- 税務調査におけるWeb会議システムの活用（リモート調査）
- e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し

関係機関への照会等のデジタル化

- 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大
- 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協定の拡大・強化

税務データの学術研究目的活用

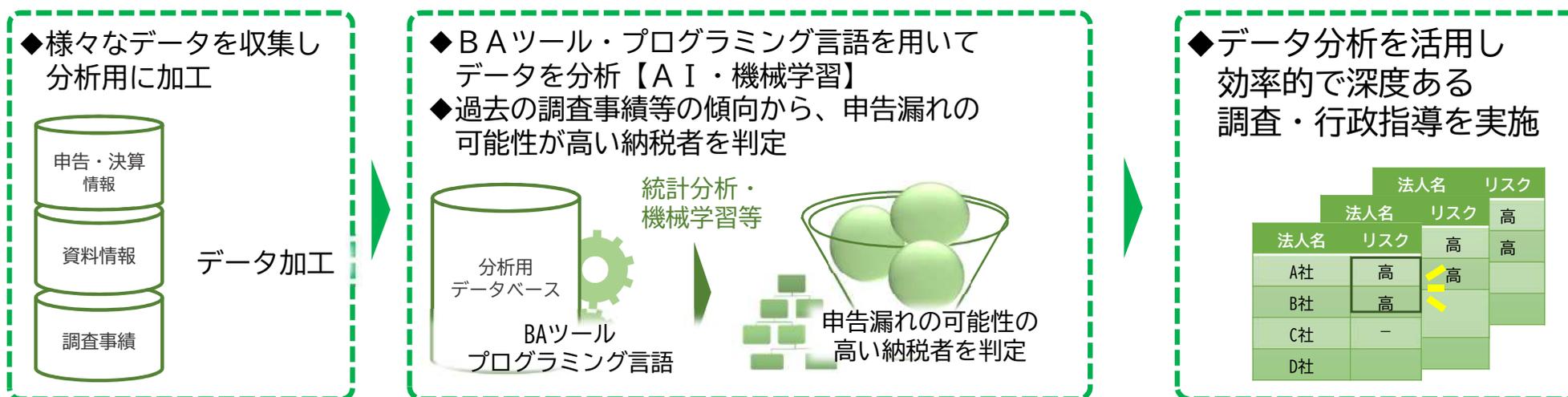
- 税務大学校との共同研究
- 匿名データの提供
- 会社標本調査の充実

AI・データ分析の活用①

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

1 申告漏れの可能性が高い納税者の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



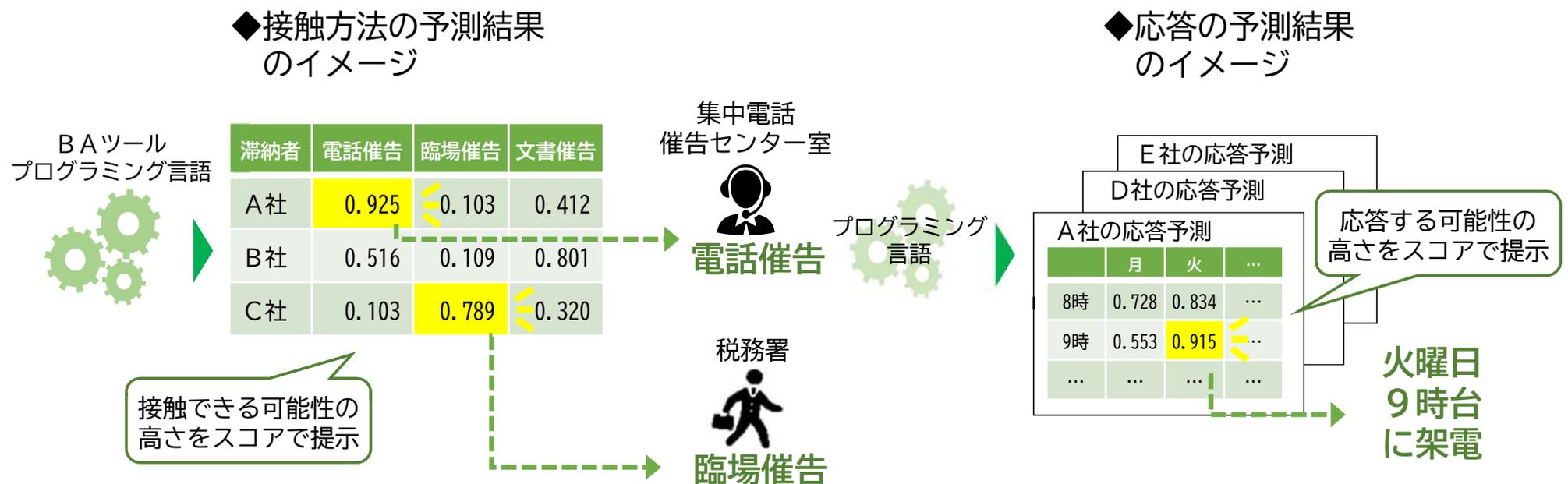
※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

A I ・ データ分析の活用②

2 滞納者への最適な接触方法等の予測

BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（A I コールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組**
- 4 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 5 酒類業の振興

制度開始後初めての確定申告

新たに課税事業者となった方々に、消費税の申告が必要であることを認識いただくため、ダイレクトメールによる案内やテレビCMによる広報等を実施。確定申告書等作成コーナーを2割特例による申告に対応するほか、説明会・事前相談会の開催や、各種コールセンターや税務署等の確定申告会場における万全な相談対応体制を構築。

申告義務を認識いただくための取組例

- 登録番号の通知時に、インボイス発行事業者へ消費税の申告が必要であることを説明

適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

消費税の申告について

適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付および役務の提供です。なお、個人事業者の方は、「確定申告等作成コーナー」により消費税の確定申告書を作成することができ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）があればe-Tax（電子申告）による提出が可能です。



- 新たに課税事業者となった個人事業主にダイレクトメールを送付

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間^{※1}の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の確定申告が必要です。

そのため、消費税の免税事業者に該当する個人事業者の方が、インボイス制度が開始した令和5年10月1日から同年12月31日までの間において、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年分^{※2}の消費税の確定申告が必要^{※3}となります。

- テレビCM



2割特例の申告書の作成方法

- 確定申告書等作成コーナーをリニューアル

《2割特例による申告書作成の流れ》

売上（収入）金額（雑収入を含む）	必須	<input type="text" value="5,500,000"/>	円
うち免税取引		<input type="text"/>	円
うち非課税取引		<input type="text"/>	円
うち非課税資産の輸出等		<input type="text"/>	円
うち不課税取引		<input type="text"/>	円
うち課税取引		<input type="text" value="5,500,000"/>	円

売上金額等の入力だけで消費税額を自動計算

納付する金額は、100,000円です。

《2割特例利用時の申告書作成手順を動画で解説》



作成コーナーを初めて使う方でも安心!

各種相談への万全な対応体制



新たに課税事業者となった方を対象とした消費税の申告方法等を解説する説明会を1月末までに全国の税務署において、計1,700回程度開催



インボイスコールセンターや確定申告電話相談センターのオペレーターを増やし、相談者の自宅等から、より多くの相談に対応可能となるよう体制拡充



確定申告会場について、相談体制強化を実施

- 職員を増員した上で、消費税相談希望者に専門的に対応するエリアを設置
- 税理士による無料相談事業を消費税の申告期限まで延長

令和5年分の個人事業者の消費税の申告件数（197万2千件）は、主にインボイス制度の導入により令和4年分の申告件数（105万5千件）から約1.9倍増加した。

しかしながら、上記のような取組もあり、令和5年中に新たにインボイス発行事業者になった個人事業者のうち約9割の方は期限内に申告されている。

周知広報等の取組

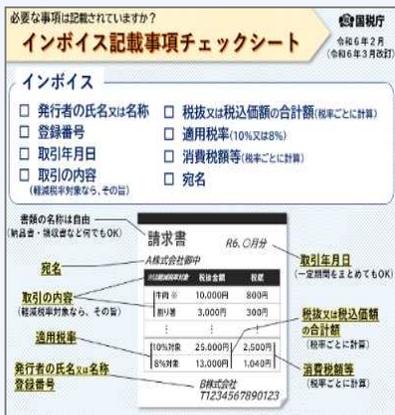
- 制度施行後においても、多く寄せられる質問に関して「お問合せの多いご質問」を更新するなど、機動的に情報を発信するほか、シンプルな内容で分かりやすく情報を伝えるためのホームページを新設。引き続き、経過措置等の周知を含め、必要に応じて、コンテンツを作成し、随時公表。
- 令和6年分の確定申告に向けては、新たにインボイス発行事業者となった方をはじめ、丁寧に周知広報及び相談対応を実施。

お問合せの多いご質問等に対する対応

- 「お問合せの多いご質問」を更新するほか、解説動画も併せて作成。



- インボイスの記載事項や、記載不備のインボイスを受領した場合の取扱いに関して、「チェックシート」や「マンガでわかる記載事項」を公表。



シンプルで分かりやすいページの新設等

- 国税庁HP「インボイス特設ページ」における制度概要ページをリニューアル。



- 消費税の仕組みやインボイス制度を簡潔に解説する動画シリーズを公開（「はばたけインボイス学園」）。



- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 **調査・徴収事務に係る重点課題への取組**
- 5 酒類業の振興

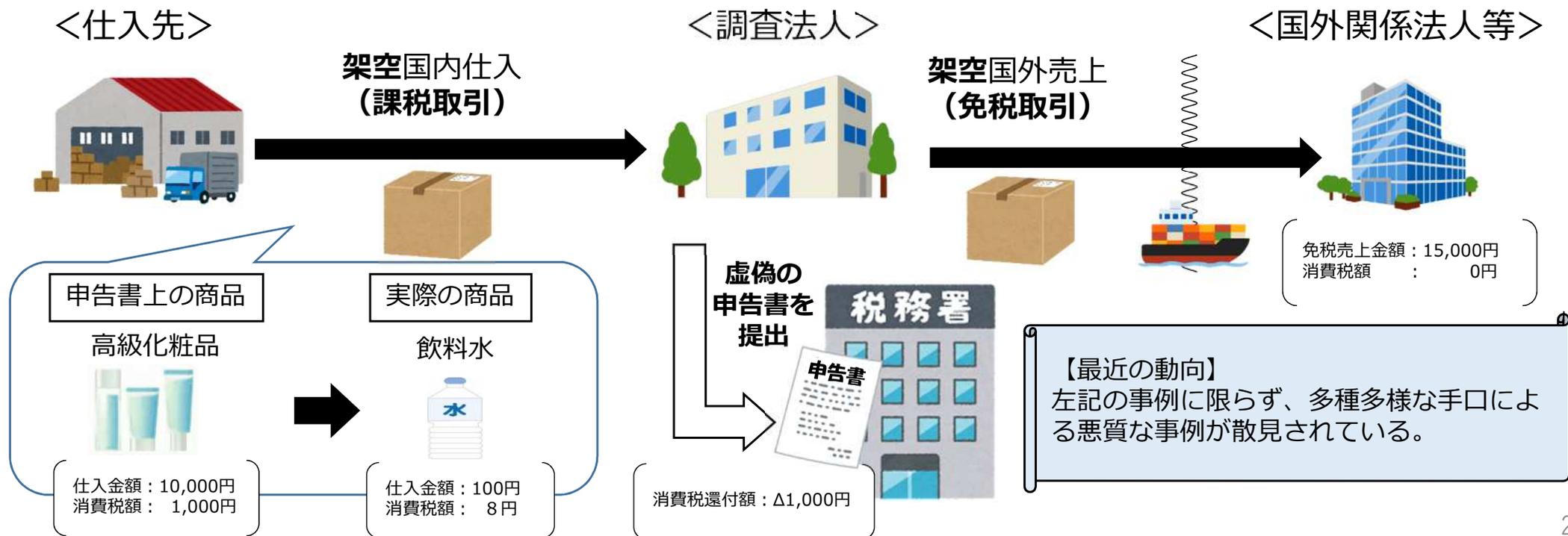
消費税不正還付事案の主な事例

○ 主な不正の手口

～架空の国内仕入れ（課税取引）及び架空の国外売上げ（免税取引）を計上～

- 調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、国内での仕入れを装い架空仕入れ（課税取引）を計上するとともに、国外への販売を装い架空売上げ（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けようとしていた。

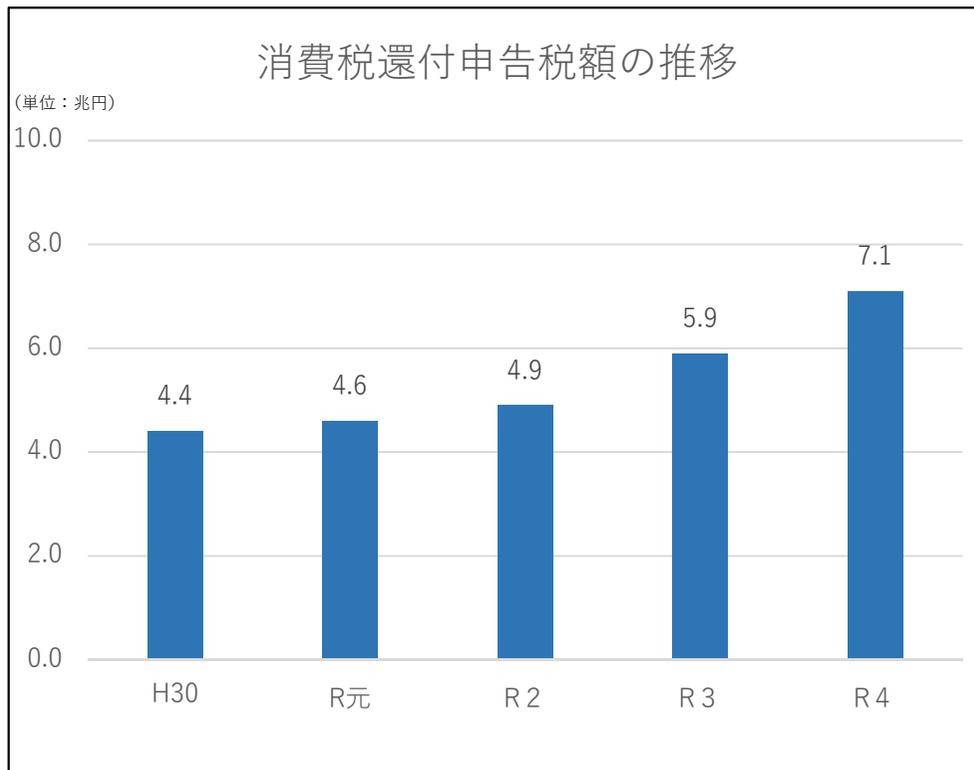
（注）事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されるが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）する際には、消費税が免除（免税取引）される。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができる。



消費税不正還付事案への対応

- 消費税還付申告税額は近年増加傾向が続いており、個人及び法人が提出した令和4年の消費税還付申告税額の合計額は7兆円を超えている。
- 虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて厳正に対処している。
- 消費税不正還付への対応として、平成30事務年度以降、統括国税実査官や消費税専門官など、専門に担当する部署等を設置し、積極的な調査を実施。

消費税還付申告税額の推移



消費税還付申告者に対する消費税の実地調査の状況

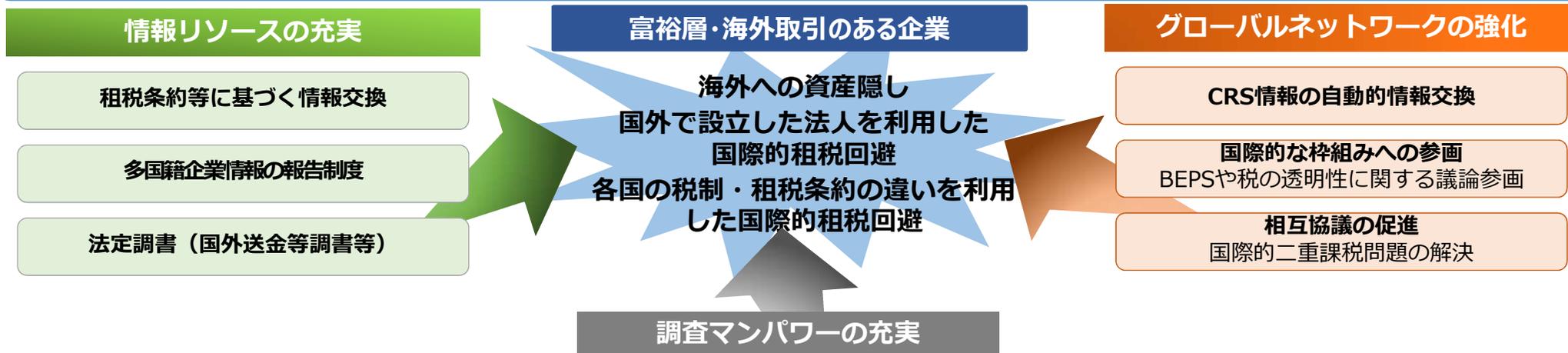
	令3事務	令4事務
実地調査件数	620件	1,122件
非違があった件数	466件	750件
調査による追徴税額	15億円	14億円

消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

	令3事務	令4事務
実地調査件数	4,252件	5,810件
非違があった件数	2,877件	3,588件
うち不正件数	791件	931件
調査による追徴税額	372億円	563億円
うち不正追徴税額	111億円	138億円

国際的な租税回避への対応

- 経済のデジタル化・グローバル化が進展する中、海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）、②調査マンパワーの充実（執行体制の整備・拡充）、③グローバルネットワークの強化（外国税務当局との連携等）を推進し、課税上の問題がある場合には積極的に調査等を実施している。



国税庁を司令塔に、国税局・税務署に設置された富裕層や国際的な租税回避事案への対応を専門に担当する部署等が、国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査を実施

租税条約等に基づく情報交換

- 二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手。
- 令和6年10月現在、86の租税条約等（155か国・地域対象）に基づき、外国税務当局と情報交換を実施。

CRS情報の自動的情報交換

- OECDにおいて、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）を税務当局間で定期的に交換するための「共通報告基準（CRS）」が策定され、この枠組みに基づき諸外国の税務当局との間で自動的情報交換を実施。

令和4事務年度 CRS情報交換件数	受領		提供	
	国・地域数	口座数（件）	国・地域数	口座数（件）
アジア・大洋州	18	1,794,550	13	402,294
北米・中南米	22	156,707	17	44,481
欧州・NIS諸国	42	294,474	40	78,060
中東・アフリカ	13	280,450	8	7,202
合計	95	2,526,181	78	532,037

富裕層及び国際化への対応

○ 富裕層に対する取組

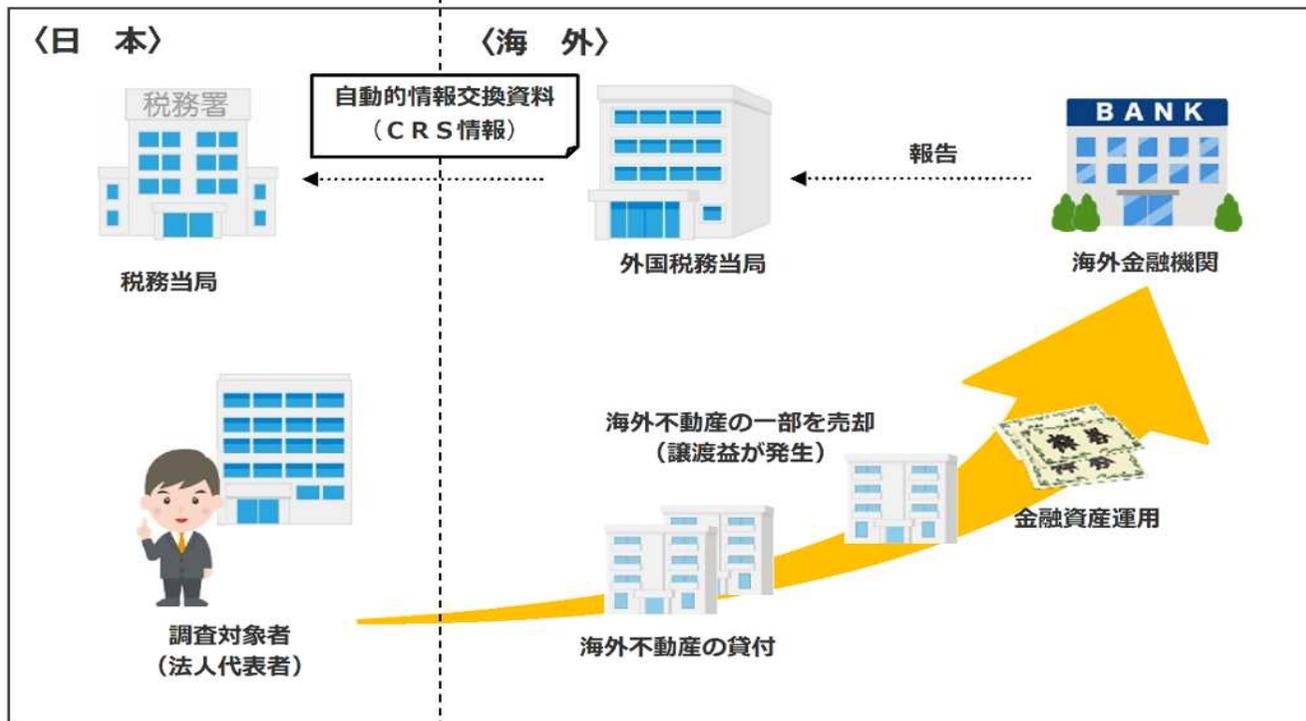
- 資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に、有価証券・不動産等の大口所有者や経常的な所得が特に高額な個人などの「富裕層」に対して、積極的に調査を実施。
- 令和4事務年度では、富裕層に対する調査1件当たりの追徴税額は、所得税の実地調査全体の約2.3倍。

○ 海外投資等を行っている個人に対する取組

- 海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、法定調書や海外との情報交換等を効果的に活用し、積極的に調査を実施。
- 令和4事務年度では、海外投資等を行っている個人に対する調査1件当たりの追徴税額は、所得税の実地調査全体の約2.7倍。

○ 主な調査事例

CRS情報から海外での資産運用の事実を把握し、海外における不動産所得及び不動産の譲渡所得の申告漏れに課税した事例



○ 調査実績

～富裕層に対する取組～

	令和4年	
	全体	
調査1件当たり追徴税額	623万円	274万円

約2.3倍

(注)「全体」は、所得税の実地調査全体の事績を示す。

～海外投資等を行っている個人に対する取組～

	令和4年	
	全体	
調査1件当たり追徴税額	743万円	274万円

約2.7倍

(注)「全体」は、所得税の実地調査全体の事績を示す。25

滞納の未然防止・整理促進

- 滞納整理中のものの額（滞納残高）は、令和元年度まで21年連続で減少していたが、新型コロナ対応のための猶予制度適用の優先処理、コロナ後の徴収決定済額の増加に伴う新規発生滞納の増加などを要因とし、ここ数年増加傾向にある（令和5年度の滞納残高は9,276億円。令和4年度比で328億円（+3.7%）の増加）。
- 適正かつ公平な徴収を実現するため、滞納の未然防止に取り組むとともに、滞納が発生した場合は、納税者個々の実情を踏まえつつ、法令等に基づき、猶予制度の適用や滞納処分の実施などにより確実な徴収に努めている。

○ 滞納の未然防止

<国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」>

多様な納付手段、計画的な納税（資金の積立て）の方法、納付困難な方への猶予制度の案内など、納税者の方のニーズに応じて、様々な情報を提供

納税に関する総合案内

● 「納税に関する総合案内」においては、主に以下の1～7に該当する方を対象として、国税庁ホームページ上にある納税に関する情報にスムーズにアクセスしていただけるよう、ご案内しています。

■ 納付手続に関する情報（各種納付方法・納期限・催告日など）を知りたい方

1. 納付手続に関する情報を
知りたい方

■ 計画的な納税（資金の積立て）の方法や納税が困難な場合の相談窓口などを知りたい方

2. 計画的な納税（資金の積立て）
を検討されている方

3. 国税を納期限までに納付する
ことが困難な方

4. 国税を滞納した場合の罰金を
知りたい方

5. 前期から売上（収入）が減少
されている方

<期限前納付指導はがき>

消費税及び地方消費税の納税についてのお知らせ

- まもなく、あなた（貴社）の消費税の申告・納付の期限です！
- 申告により納付が必要となる場合には、期限内納付をお願いいたします。

※ 既に納付済である場合は、このはがきとあわせて「納付済」の納付済印を捺印していただく必要はありません。

ご注意ください！

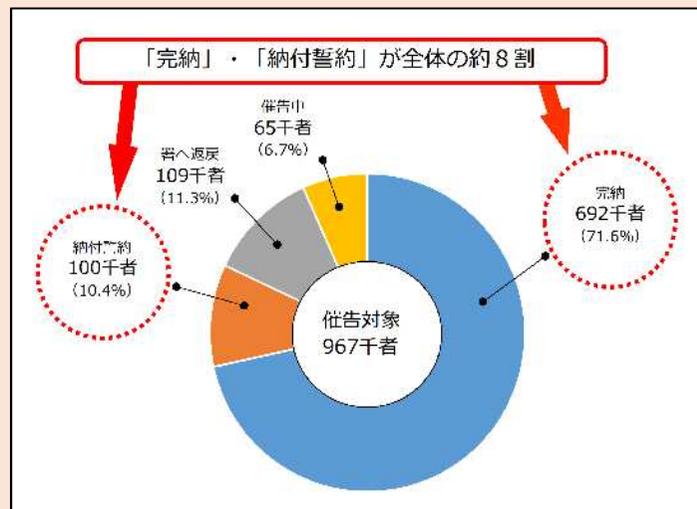
- 納期限を過ぎて納付がない場合には、滞り込みが送付されます。
- 滞り込みが送付された場合は滞り込みの滞り込みが送付されます。

- 期限内に納付ができない場合は、滞り込みの滞り込みが送付されます。

最近の納付が期限後納付だった方などを対象に、はがきや電話で納付指導を実施

○ 滞納の整理促進

（納税コールセンターの取組）



新規に発生した滞納事案は、国税局納税コールセンターで幅広く所掌して、効果的・効率的に滞納整理を実施。

（公売の処理促進）

滞納処分により差し押さえた財産は、国税局の専担部署において集中して処理することにより効果的・効率的に公売を実施。



- 1 税務行政を取り巻く環境の変化
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 3 インボイス制度の定着に向けた取組
- 4 調査・徴収事務に係る重点課題への取組
- 5 酒類業の振興**

「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

○ 登録無形文化財登録

➤ 令和3年12月 「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

○ 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

○ 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

○ ユネスコ無形文化遺産への提案

➤ 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）

➤ 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合

➤ 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表

➤ 令和6年12月2～7日 政府間委員会において審議・決定見込み（パラグアイ）

○ 機運醸成事業

➤ ユネスコ無形文化遺産登録に向け、文化庁等と連携し、各種機運醸成事業（国内外におけるシンポジウムの開催等）を実施



（国内でのシンポジウムの模様）



（ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様）



（海外でのシンポジウムの模様）



※ALT：小中学校等の外国語指導助手

— ユネスコ無形文化遺産登録を目指して —

こうじ菌を使った
伝統的な酒造りの技術は、
日本が誇る文化です。

令和3年12月
日本酒・焼酎・泡盛等
日本の「伝統的酒造り」が
無形文化財に登録されました。

日本の伝統的な酒造りの技術は、日本の恵まれた気候風土によって育まれたこうじ菌を使う独特の文化であり、日本が誇る文化です。長い歴史の中で、しなやかな感性と優れた技術で磨き上げられてきたこの日本の文化を、次の世代に確実に継承し、さらに発展させましょう。

守りつなぐ 伝統の酒造り

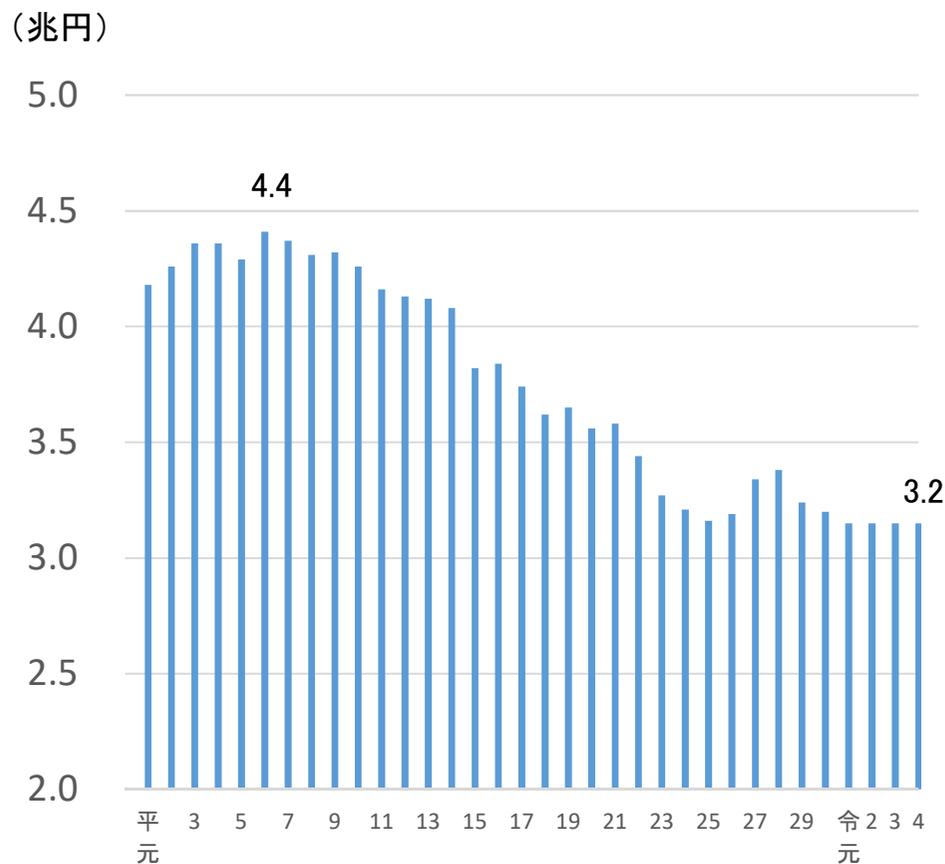
国税庁・文化庁
日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会

伝統的酒造り

最近の酒類市場の状況等

- 酒類の出荷金額は長期的に減少しているものの、ここ数年はおおむね横ばい。
- 飲食店消費については、コロナ禍前の水準には届いていないものの、回復傾向。

○ 酒類の出荷金額の推移



(注) 従業員 4 人以上の事業所
 (出典) 経済産業省「工業統計調査」総務省「経済構造実態調査」より作成

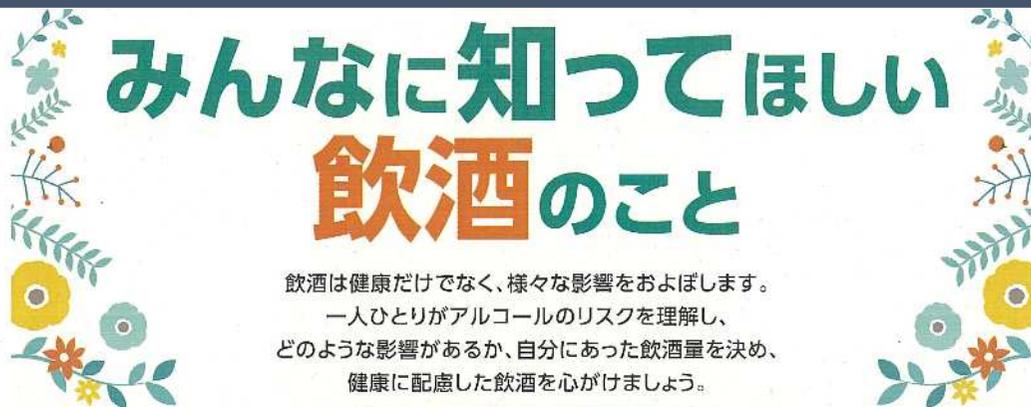
○ 最近の酒類の消費動向

- ・ 数値は、コロナ前の令和元年（2019年）の消費金額を100とした場合の各年の消費金額の比率
 令和 6 年については令和元年同月累計比率としている。
 (小数点第二位以下については四捨五入)

	令和元年 (コロナ前)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年 1~9 月計
家庭消費 + 飲食店消費	100	92	83	88	102	103
家庭消費	100 (4.1万円)	114 (4.6万円)	111 (4.5万円)	109 (4.4万円)	112 (4.6万円)	108
飲食店消費	100 (2万円)	47 (0.9万円)	24 (0.5万円)	46 (0.9万円)	81 (1.6万円)	94

(出典) 総務省統計局「家計調査」
 (「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】)

健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて



飲酒は健康だけでなく、様々な影響をおよぼします。
一人ひとりがアルコールのリスクを理解し、
どのような影響があるか、自分にあった飲酒量を決め、
健康に配慮した飲酒を心がけましょう。

あなたの行動をチェック!

お酒との付き合い方を見直してみよう

以下のような飲酒や飲酒後の行動は避けましょう

- 重要!!** **自らの飲酒状況などを把握する**
- あらかじめ量を決めて飲酒する
 - 飲酒前、飲酒中に食事をとる
 - 飲酒の合間に水を飲む
 - 1週間のうち、飲まない日を設ける

- 一時多量飲酒(急いで飲まないようにしましょう)
- 他人への飲酒の強要
- 不安や不眠を解消するための飲酒
- 病気など療養中の飲酒や服薬後の飲酒
- 飲酒中、飲酒後の運動や入浴

飲酒量チェック・
飲酒運転防止

飲酒チェックツール スナッピー パンダ **SNAPPY PANDA**

自分が飲んだお酒の種類を選ぶと、簡単に総飲酒量(純アルコール量)とお酒の分解にかかる時間が計測できます。自分の健康を管理するための方法の1つとして、活用してみましょう。

出典:厚生労働省研究費(2013~2015年)「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害利用対策に関する総合的研究」



お酒の影響を受けやすい **3** つの要因とは

1

年齢の違いによる影響

高齢者は体内の水分量の減少等で、若い頃と同じ飲酒量でもアルコールの影響が強く現れ、**転倒、骨折、筋肉の減少の危険性が高まります。**

20歳代の若年者は脳の発達途中であり、**健康問題のリスク**が高まる可能性があります。

2

性別の違いによる影響

女性は、一般的に男性と比べて体内の水分量が少なく、**分解できるアルコール量も少ないため、アルコールの影響を受けやすい**ことが知られています。

3

体質の違いによる影響

体内の分解酵素の働きの違いなどが個人によって大きく異なり、**顔が赤くなったり、動悸や吐き気を引き起こす可能性**があります。

他にも、過度な飲酒による影響

長期・大量に飲酒することによる「発症」

- アルコール依存症・生活習慣病・肝疾患
- がん など

飲酒後にトラブルが発生[行動面]

- 高所での作業による事故・怪我や他人とのトラブル
- 火気を伴う器具類の扱いによる事故 など

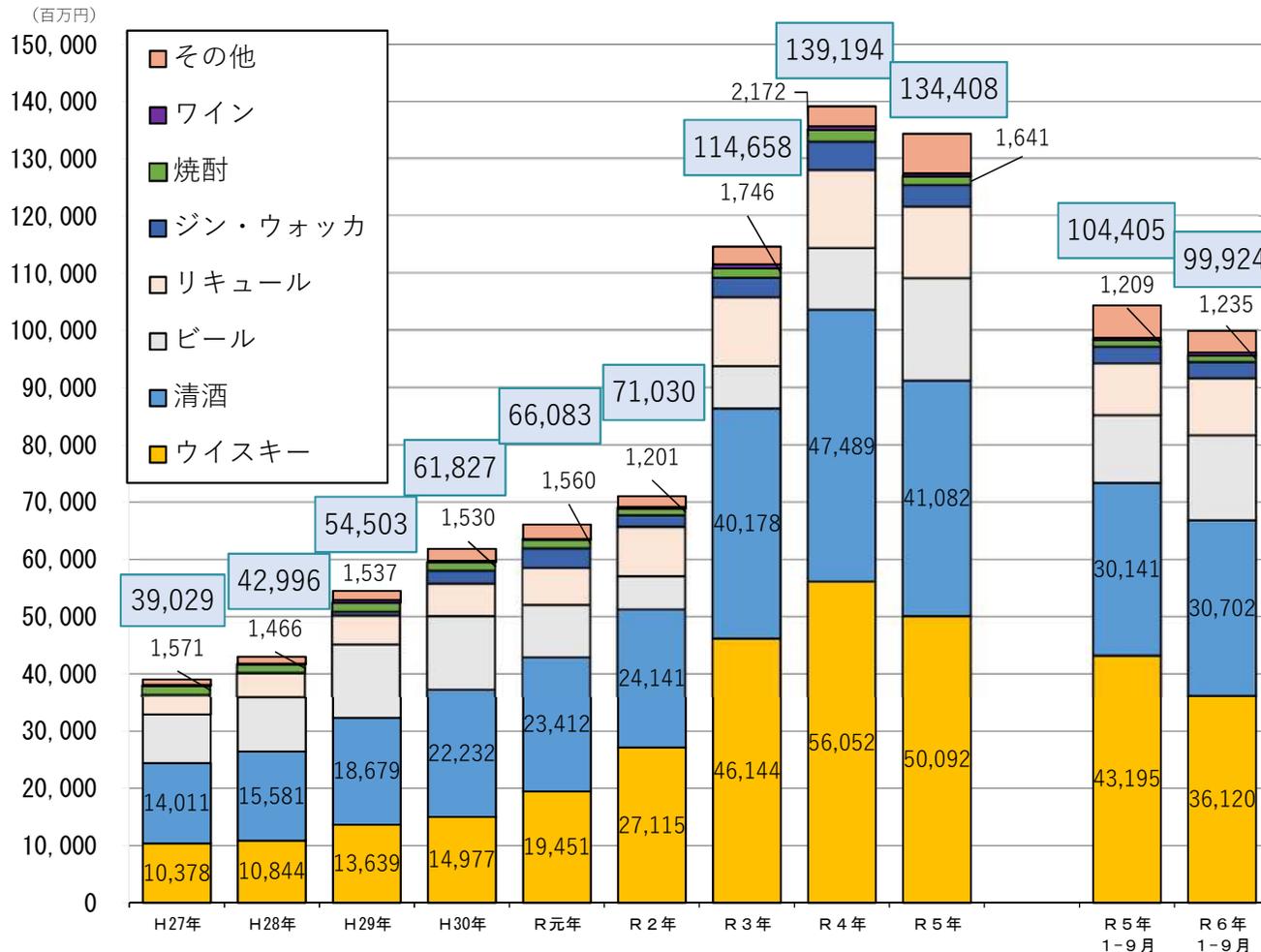
<飲酒にかかる留意事項>・飲酒運転や20歳未満の飲酒は法律で禁止されています・妊娠中や体調的にお酒を受け付けられない人は飲酒を避けましょう



日本産酒類の輸出促進

- 令和5年の日本産酒類の輸出金額は1,344億円となり、過去最高となった令和4年に次ぐ水準。
- 令和6年1-9月の累計輸出金額は999.2億円（対前年同期比▲4.3%）となり、中国への輸出の減少等により、全体の輸出金額が減少。一方、米国（対前年同期比+13.9%）及び韓国（対前年同期比+37.3%）への輸出が好調。

○ 最近の酒類の輸出動向



○ 品目別輸出金額

(単位：百万円)

品目	令和5年	対前年増減率	令和6年(1-9月)	対前年同期増減率
ウイスキー	50,092	▲10.6%	36,120	▲16.4%
清酒	41,082	▲13.5%	30,702	+1.9%
ビール	17,906	+66.6%	14,764	+25.1%
リキュール	12,433	▲8.6%	9,970	+10.1%
ジン・ウォッカ	3,758	▲24.4%	2,840	▲2.5%
焼酎	1,641	▲24.4%	1,235	+2.1%
ワイン	567	▲17.4%	521	+31.5%
その他	6,930	+99.7%	3,772	▲33.7%
合計	134,408	▲3.4%	99,924	▲4.3%

○ 輸出金額上位10か国・地域

(単位：百万円)

国・地域	令和5年	対前年増減率	令和6年(1-9月)	対前年同期増減率
アメリカ合衆国	23,719	▲11.4%	21,757	+13.9%
中華人民共和国	32,221	▲18.3%	16,110	▲38.7%
大韓民国	14,272	+156.0%	12,176	+37.3%
台湾	13,516	+12.4%	11,550	+15.6%
香港	9,444	▲18.5%	7,348	+6.4%
オランダ	6,710	+59.7%	7,111	+15.9%
シンガポール	7,693	▲6.6%	6,146	▲1.2%
オーストラリア	6,583	+17.2%	3,531	▲33.0%
フランス	5,062	▲18.2%	2,753	▲38.1%
カナダ	1,722	▲31.3%	1,741	+31.7%
(参考) EU・英国	16,358	+4.7%	12,868	▲9.4%

出典：財務省貿易統計

酒類行政の基本的方向性 ~主に産業振興の観点から~ (概要)

【国税庁の任務】「酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収」「酒類業の健全な発達」

酒類業界の現状

国内市場の状況

国内市場は、中長期的に縮小。他方で、清酒の出荷金額単価上昇がみられるなど、高付加価値化の動きも。

酒類輸出の状況

日本産酒類の輸出額は、2018年から2023年の5年間で2.2倍になるなど、急速に増加。

酒類業界の主な課題と国税庁の取組

酒類業の振興

コンプライアンスの確保

課題

商品の差別化・高付加価値化等

海外市場の開拓
(輸出促進)

技術の活用と
人材の確保等

中小企業支援

免許制度等の
適切な執行

公正な取引
環境の整備等

国税庁の取組

- ▶ ブランド化推進事業
- ▶ 酒類業構造転換支援事業(新商品・サービスの開発)
- ▶ 地理的表示(GI)制度の活用
- ▶ 表示基準の周知・見直し等

- ▶ 輸出拡大実行戦略の推進
- ▶ 酒蔵ツーリズムの推進
- ▶ 日本産酒類輸出促進コンソーシアム
- ▶ 展示会出展、バイヤー招へい、商談会
- ▶ 国際交渉

- ▶ 酒類業構造転換支援事業(ICT技術の活用)
- ▶ 日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の推進
- ▶ 酒類総合研究所による技術支援

- ▶ 業界団体との連携
- ▶ 中小企業向け施策の情報提供(関係省庁・機関、地方自治体等との連携)
- ▶ 技術相談等の技術支援

- ▶ 酒類の製造及び販売業免許の審査等
- ▶ 酒類製造場・販売場の実態把握
- ▶ 酒類業組合の監督
- ▶ 適正な表示、品質・安全性の確保

- ▶ 酒類の取引状況等実態調査
- ▶ 「酒類の公正な取引に関する基準」の見直し
- ▶ アルコール健康障害対策推進基本計画(第2期)の推進
- ▶ 20歳未満の者等の飲酒防止対策

国税庁における酒類業振興関係予算

1. 酒類事業者向け補助金 (1)～(2):6.0億円(R5補正:7.0億円)

- (1) **ブランディング**や**インバウンド**による**海外需要の開拓** 等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援
- (2) **商品の差別化**や**販売手法の多様化**による**国内外の新市場開拓**等の取組を支援

2. 輸出促進等による酒類業振興 (1)～(6):8.6億円(R5補正:3.5億円)

- (1) 酒類輸出コーディネーターによる**海外バイヤーの発掘**や**商談会**(オンライン開催や**大規模展示会**を含む)の実施
- (2) **海外の食酒イベント**や**海外小売店**等でのPRイベントの実施
- (3) **地理的表示(GI)**酒類のブランド価値向上のため、国外の先進事例に触れ、意見交換を実施できるシンポジウム等を開催



《商談会》



《伝統的酒造りシンポジウム》

- (4) **ユネスコ無形文化遺産登録**に向けた機運醸成等のための各種PR
- (5) 海外の酒類教育機関の専門家やバイヤーを招聘し日本産酒類の特徴や魅力を発信
- (6) 中小企業診断士等による活性化・経営革新研修(事業承継セミナーを含む)



《酒類教育機関
専門家の招聘》



《海外でのセミナーと組
み合わせたPRイベント》

(注)この他に令和6年度予算において、以下を計上。

- ・日本酒造組合中央会の国酒振興事業に対する補助金【6.2億円】(国際空港におけるキャンペーン、イベント等を活用した海外バイヤーに対する情報発信等)
- ・酒類総合研究所に対する運営費交付金【9.7億円】【R5補正:2.2億円】・施設整備費補助金【R5補正:1.3億円】(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)